

生分解性プラ及びバイオマスプラ 識別表示制度運用規約

2000年4月（制定）

2015年7月（改訂）

2018年11月（改訂）

2021年6月（改訂）

日本バイオプラスチック協会

1. 体制

- (1) 当制度の運用は、当協会の下に識別表示委員会（以下 当委員会）を設けて行う。
- (2) 当委員会は委員長と委員で構成され、委員長は、幹事会で決議し会長の承認を受けた者をあてる。
- (3) 当委員会に、審査部会、基準検討部会、マーク管理部会を設ける。
- (4) 審査部会、基準検討部会、マーク管理部会の部員は、当委員会委員が兼務することとし、当委員会委員長が任命する。
- (5) 当委員会、当委員会委員の原則全員からなる審査部会、5名以上からなる基準検討部会、3名以上からなるマーク管理部会は、構成員の 2/3 以上の出席をもって成立とする。
- (6) 事務局は当協会事務局があたる。

2. 申請

- (1) PL への記載申請は、原則として当協会会員（正会員、賛助会員及びマーク会員）に限る。このうち、基幹材料である（分類 A）「生分解性合成高分子化合物 及び バイオマス由来合成高分子化合物」及び（分類 E）「バイオマス由来熱硬化性樹脂原料」の PL への記載申請は、原則として当協会の正会員及び賛助会員に限るものとする。（分類 B）「添加剤」については会員外の申請を認めることがある。
- (2) 生分解性プラ及びバイオマスプラの認定及びシンボルマーク使用申請は、当協会の会員（正会員、賛助会員及びマーク会員（含む期間限定マーク会員））に限る。
- (3) 申請者は、当制度、及び 運用規約に従って申請書類を提出する。
- (4) PL への記載申請は、当協会の定める「ポジティブリスト (PL) への新規追加・修正申請書」(様式 I ~V)を用いて行なう（詳細は、生分解性プラ 及び バイオマスプラ ポジティブリスト (PL)記載基準 参照）。
- (5) 生分解性プラ及びバイオマスプラの認定及びシンボルマーク使用申請に必要な資料は、申請書様式 X-1 及び 様式 X-2、及び主たる用途として明記した製品サンプルとする。申請時に製品サンプルの提出が困難な場合は、シンボルマーク取得後速やかに提出するものとし、提出なき場合は認定を取り消す場合がある。
- (6) 事務局は、必要な資料が整っていることを形式確認して審査部による審議に付する。
- (7) 申請資料は、当委員会限りとし、それ以外の用途には一切使用せず、厳重に管理し、外部には公開しない。

3. 審査

- (1) 審査部会は、申請者の資料について本「バイオプラスチック識別表示制度」に基づいて審査する。
- (2) PLの修正に伴って原料の供給がなくなった場合でもその原料や製品の在庫に見合う期間は生分解性プラ及びバイオマスプラの認定及びシンボルマーク使用を承認することができる。
- (3) 申請書類に疑問・不明点などがある場合は、審査部会は追加又は補足資料の提出を申請者に求める。
- (4) シンボルマーク使用許可期限が切れて一定期間を過ぎても更新申請の無い場合は、強制的に製品リストから削除する事が出来る。
- (5) 審査部会における判定は、審査部員の2/3以上の多数意見に従う。
- (6) 審査部会の審査結果は、当委員会に報告する。

4. 記録

- (1) PLへの記載を承認した材料は、PLに記載し、申請者に通知する。
- (2) 生分解性プラ及びバイオマスプラとして認定しマークの使用を承認した製品は、登録番号を定めて認定製品リストに記載しその旨申請者に通知する。
- (3) 生分解性プラ及びバイオマスプラの認定及びマークの使用を不承認とした製品については、その理由を付して申請者に通知する。
- (4) 材料PL及び生分解性プラ及びバイオマスプラの認定製品リストは、定期的に或いは追加・訂正のある度にJBPAホームページで公開する。

5. マーク管理

- (1) マーク管理部会は、市場において当制度の規約・規程類が正しく遵守されているかどうかを定期的に調査する。
- (2) 調査結果は、当委員会に報告して委員長の承認を受ける。
- (3) マーク使用条件に違反している製品に対しては、マーク使用を中止するよう通知し、同時にJBPAホームページにその旨掲載する。
- (4) 悪質な意図的違反については、当委員会から幹事会に報告して、協会としての対応を図る。

6. 基準改定

- (1) 「バイオプラスチック識別表示制度」の運用においてその改定の必要を認めた場合は、審査部会はその旨を基準検討部会に提議し、基準検討部会が基準の改定案を検討し作成する。
- (2) 改定案の検討結果は、識別表示委員会に報告して承認を受け、必要に応じて幹事会

に報告する。

- (3) 生分解性プラやバイオマスプラの大幅な定義の見直しや、本制度の大幅な内容の変更を伴う改訂は、幹事会の方針 及び 決定に従う。その改訂案策定にあたっては、その検討を技術委員会や他の委員会へ依頼、或いは検討のための臨時委員会の設置を幹事会に要求することができる。
- (4) 基準の改定結果については、直ちに当協会会員に開示し、同時に JBPA ホームページに公開する。

付帯規則

1. マーク使用料：1 件目は無料，2 件目より¥1,000- /件とする。
2. マーク更新使用料：¥1,000- /件（3 年間有効）とする。